

平成30年度 和歌山県工場環境緑化協会 嘉家作緑地帯維持管理業務委託事業者の募集について

和歌山県工場環境緑化協会は嘉家作緑地帯維持管理業務について、以下のとおり受託者を募集します。

1. 業務名

嘉家作緑地帯維持管理業務

2. 業務履行の場所

嘉家作緑地帯（一般国道24号和歌山市嘉家作～地蔵の辻地先）

※別添地図を参照

3. 業務内容

(1) 大規模剪定作業

- ①作業員 ・ 5名以上を配置すること
- ②誘導員 ・ 2名以上を配置すること
- ③車両 ・ 作業車両1台以上を配置すること（積載重量制限を超えて貨物を積み込まないこと）
・ 規制車1台以上を配置すること
- ④清掃作業も行うこととし、作業により発生したゴミ等は、関連法規等を遵守のうえ、適正に処分すること
- ⑤作業を行う際は1級若しくは2級の造園施工管理技士又は1級若しくは2級の造園技能士を作業員として1名以上配置すること
- ⑥嘉家作緑地帯全エリアについて作業を行うこと

(2) 病虫害駆除作業

- ①作業員 ・ 3名以上を配置すること
- ②誘導員 ・ 2名以上を配置すること
- ③車両 ・ 作業車両1台以上を配置すること（積載重量制限を超えて貨物を積み込まないこと）
・ 規制車1台以上を配置すること
- ④清掃作業も行うこととし、作業により発生したゴミ等は、関連法規等を遵守のうえ、適正に処分すること
- ⑤作業を行う際は1級若しくは2級の造園施工管理技士又は1級若しくは2級の造園技能士を作業員として1名以上配置すること
- ⑥嘉家作緑地帯全エリアについて作業することとし、午前4時～午前9時の間に作業を行うこと

(3) 除草作業

- ①作業員 ・ 3名以上を配置すること
- ②誘導員 ・ 2名以上を配置すること
- ③除草作業は機械による刈り払いによること

- ④車両
 - ・作業車両1台以上を配置すること（積載重量制限を超えて貨物を積み込まないこと）
 - ・規制車1台以上を配置すること
- ⑤清掃作業も行うこととし、作業により発生したゴミ等は、関連法規等を遵守のうえ、適正に処分すること
- ⑥嘉家作緑地帯全エリアについて作業を行うこと

(4) 臨時作業（剪定作業、除草作業、病虫害駆除等）

- ①作業員
 - ・3名を配置すること
- ②誘導員
 - ・2名を配置すること
- ③車両
 - ・作業車両1台以上を配置すること（積載重量制限を超えて貨物を積み込まないこと）
 - ・規制車1台以上を配置すること
- ④清掃作業も行うこととし、作業により発生したゴミ等は、関連法規等を遵守のうえ、適正に処分すること
- ⑤剪定作業、病虫害駆除作業を行う際は1級若しくは2級の造園施工管理技士又は1級若しくは2級の造園技能士を作業員として1名以上配置すること

4. 実施期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

5. 受託者の資格・条件

- (1) 1年以上引き続き業として当該募集業務に関する業務を行っていること
- (2) 和歌山県内に本店を有する者であること

6. 負担区分

- (1) 業務遂行に必要な重機、用具、薬剤及び材料等は、受託者の負担とすること
- (2) 業務の実施において事故等が発生した場合は、速やかに和歌山県工場環境緑化協会に報告するとともに、受託者の負担により損害賠償又は修繕を行うものとする。

7. 安全の確保

- (1) 受託者は、業務の遂行について、通行者等に対し適切な安全対策を行うこと
- (2) 通行等の支障が生じないように、和歌山県工場環境緑化協会と十分協議し適切な措置を講じること

8. 法令の義務責任

受託者は、従業員との労働関係法上の義務及び責任をすべて負い、和歌山県工場環境緑化協会になんら責任はないものとする。

9. 契約書の要否

要

10. 業務の施工

- (1) 業務を依頼する場合は、和歌山県工場環境緑化協会から、受託者に対し発注書により業務を依頼する。
- (2) 受託者は和歌山県工場環境緑化協会に着手届を提出するものとし、和歌山県工場環境緑化協会の指示に従い、速やかに業務を完了しなければならない。

11. 報告

- (1) 受託者は、業務を完了したときは、その旨を和歌山県工場環境緑化協会に報告し検査を受けなければならない。
- (2) 検査により不備がある場合は、受託者の負担で対応するものとする。
- (3) 受託者は検査終了後、次の書類を甲に提出しなければならない。
 - ①業務完了届
 - ②業務写真（作業前・作業中・作業後の工程を確認できるように撮影すること）
 - ③その他、和歌山県工場環境緑化協会が必要と認め、提出を求めた書類

12. 委託費の支払い

受託者が行った業務の実績及び各業務（大規模剪定作業、病虫害駆除作業、除草作業、臨時作業）ごとに確定した単価に基づき支払うものとする。

13. その他

受託者は、記載のない事項で必要な事項は、和歌山県工場環境緑化協会と協議のうえ業務を遂行するものとする。

14. 見積方法について

- (1) 見積書提出期限
平成30年3月30日（金）17：00（必着）
- (2) 見積にあたっては、見積書提出日までに現場確認を行うこと。必要な場合は立ち会うので、和歌山県工場環境緑化協会（以下の見積書提出先）に連絡すること
- (3) 上記3. に記載している業務（大規模剪定作業、病虫害駆除作業、除草作業、臨時作業）について各1回実施する金額を記入すること
- (4) 見積書の宛先は、「和歌山県工場環境緑化協会 会長 三木 保典」とすること
- (5) 見積金額は、**税込み金額**を記入すること
- (6) 見積書は別紙様式を使用し、封筒に入れ密封のうえ、封皮に氏名（法人の場合は、名称又は商号）及び案件名を記載し、裏面に割印を行うこと
- (7) 見積書提出先
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県工場環境緑化協会
事務局（県企業振興課内）伊佐、平野
TEL 073-441-2758 FAX 073-424-1199